

半田市手数料条例及び半田市印鑑条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

## 半田市条例第三十六号

半田市手数料条例及び半田市印鑑条例の一部を改正する条例

(半田市手数料条例の一部改正)

第一条 半田市手数料条例（昭和三十九年半田市条例第一二号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出として「（施行期日）」を、第一項に見出として「（徴収の単位）」を付し、附則に次の二項を加える。

(多機能端末機等による交付に係る手数料の特例)

3 令和八年一月一日から令和九年三月三十日までの間、半田市印鑑条例（平成元年半田市条例第二十三号）第十四条の三に規定する多機能端末機等により書類を交付する場合においては、別表第一の一の項、三の項及び六の項中「一〇〇円」とあるのは「一〇〇円」とし、同表十九の項中「四五〇円」とあるのは「三五〇円」とする。

(半田市印鑑条例の一部改正)

第二条 半田市印鑑条例（平成元年半田市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による登録証明書の交付申請等)

第十四条の二 前条の規定にかかわらず、半田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成二十七年半田市条例第二十一号）第十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合は、登録証の提示は要しない。

2 前項の申請は、被登録者が自ら行わなければならない。

3 前条第一項の規定にかかわらず、市長は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る事項と登録原票の登録事項と照合し、「当該申請が適正である」とを確認して申請した者に登録証明書を交付するものとする。

(多機能端末機等による登録証明書の交付申請等)

第十四条の三 第十四条の規定にかかわらず、被登録者は、多機能端末機等（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者が規則で定めるもの）を使用して暗証番号を入力し、別に定める条例による手数料を納付し、その他必要な手續を行

う「」により、証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)を利用して登録証明書の交付を受けれる」とができる。

#### 附 則

「」の条例は、令和八年一月一日から施行する。